

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和2年11月30日

寒川町監査委員 北村 美仁
同 天利 薫

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和2年10月1日から令和2年10月28日まで

3 監査の対象部課等

教育委員会 教育総務課
農業委員会事務局
環境経済部 農政課、産業振興課
健康子ども部 子育て支援課

4 監査の対象

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【教育委員会教育総務課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【環境委経済部農政課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【農業委員会事務局】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の庶務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【環境経済部産業振興課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。なお、事務処理上留意すべき事項については別途通知し、措置状況の報告を求めた。

【健康子ども部子育て支援課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【教育委員会教育総務課】

(1) 団体運営費補助については、交付先となる団体等の活動や事業の目的に公益性があると認定したうえで当該団体の運営に必要な経費の一部を補助するものである。本来の趣旨からすると組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の措置として、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものであるが、実態としては補助が長期化し既得権益となっている事例が他自治体でも多く見られる。

補助期間が長期化しているものについては、その公益性や有効性を精査するとともに、その効果を十分に検証し、補助の目的に適ったものになるよう努められたい。

(2) 寄贈された美術工芸品について、その多くが町施設に展示され、また一部では資料室に所蔵されているが、文化・芸術の振興の観点や町ゆかりの書家や芸術家を活用してタウンセールスに結びつけるといった観点から、町民に向けて展示するなどの活用方法を検討されたい。

【環境経済部農政課】

(1) 町の委託業務全体をみると随意契約が多いが、随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、町民への説明責任を果たすことも不可欠である。

随意契約を行う場合は、他に選定できる事業者がいらないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

(2) 寒川町農業振興に関する補助金交付要綱に基づき各種組合に補助金を交付しているが、いずれの補助金も必要と認められる事業・団体に支出され、交付対象事業の有効性も認められたが、一部の事務処理について不適切な処理が見受けられたため、正確性及び合規性の確保による適正な事務執行に一層努力されたい。

また、各補助金については高額なものではないが、補助期間が長期化しているもの、既得権化しているものについては、その公益性や有効性を精査するとともに補助の効果を十分に検証し、補助の目的に適ったものになるよう努められたい。

(3) 町農業の今後について、ロボット技術、ICT（情報通信技術）の活用が進む中において、いわゆるスマート農業はさらに進展していくと考えるが、見せる、体験できるといった新規就農の一環としての農業6次産業化に向けた取り組みなども検討されたい。

(4) 家庭菜園事業において、町内4箇所を無償で貸し出している。受益者負担の観点から、また今後到来する人口減少による税の減収等に対応するため、他自治体の状況も調査しつつ今後有料化も視野に検討されたい。

【農業委員会事務局】

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。

また、透明性を確保し、町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に説明する必要がある。随意契約を行う際は、関係諸規定に準拠し、常に競争入札に付す可能性についても検討しつつ、適正に業者選定を行われたい。

【環境経済部産業振興課】

補助金事務について、申請時に添付されていた団体の収支予算書に記載されている額とは異なる額で交付申請が行われ、これに基づき町は適格と認め申請額と同額を交付決定していた。この決定は「寒川町補助金等に関する規則第4条により審査したところ適格と認められる」とされていたが、何を根拠としたのか、至る経緯について根拠となる書類はなかった。

補助金を交付するには、透明性やガバナンスの確保が重要であるため、今後十分に注意し補助金事務を行われたい。

【健康子ども部子育て支援課】

(1) 地域子育て環境づくり支援事業補助金について、一部の団体に対し、活動に対する全額を補助金として支出している。まさに社会全体で子育てを支援する団体としてその活動は補助の目的に適うものであるが、今後は団体の自立性についても検証し、補助金がないと運営できない団体については、補助目的・使途を明確化するとともに、運営費を除く事業に対する補助に移行できるよう見直しをされたい。

(2) 当課は多くの委託業務を所管しているが、その大部分を1者随意契約としている。随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。

一部の随意契約において、根拠条文と合致していないものが見受けられたので、関係諸規定を再度確認するとともに、常に競争入札に付す可能性についても検討するよう努められたい。

(3) 子育て環境の整備は寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである。子育てに不安を感じている方や、親子で遊べる場所を求めている方も多くいる中で、子育ての情報提供や相談ができる場所、親子や親同士で活動できる場所としての子育て支援センターの果たす役割は大きい。しかしながら、子育て支援センター業務については、1者随意契約で同一法人がこれまで事業を継続していることから、所管課においては事業がマンネリ化していないか、利用者ニーズに合っているかといった点を把握するとともに、委託先の技術や専門知識に不足がないかなどの点についても確認しながら、今後も事業を推進されたい。